

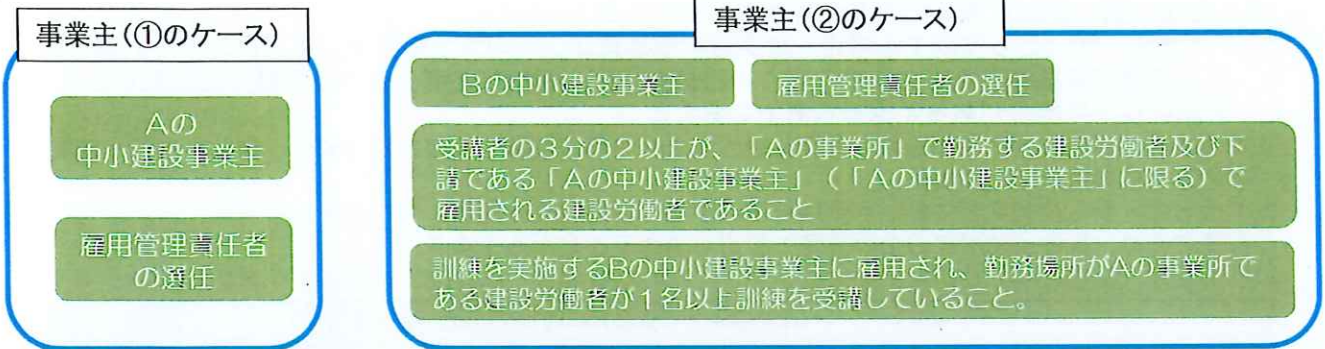
人材開発支援助成金

建設労働者技能実習コース（経費助成）／（賃金助成）／（賃金向上助成・資格等手当助成）

1. 受給できる建設事業主

次のイ及びロに該当する建設事業主が対象となります。（自らが雇用する女性建設労働者に技能実習を行う場合は「中小建設事業主」を「建設事業主」に読み替え）

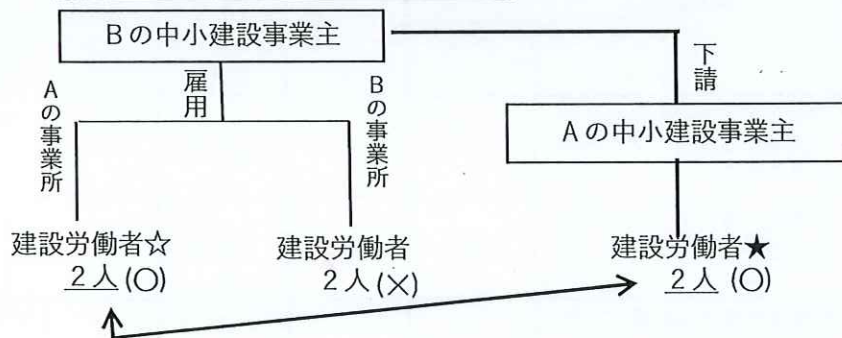
イ



①のケース



②のケース（例：受講者6人の場合）



- ◎このケースでは受講者6人のうち、以下の2点を満たす必要があります。
- ・ Bの中小建設事業主において、Aの事業所に雇用される建設労働者と、下請のAの中小建設事業主に雇用されている建設労働者の合計（☆+★）が4人以上
 - ・ Bの中小建設事業主に雇用されているAの事業所で勤務する建設労働者（☆）が1人以上

ロ 雇用している雇用保険被保険者である建設労働者に、所定労働時間内に受講させ、その期間の所定労働時間に労働した場合に支払われる通常の賃金の額以上の賃金を支払った場合に助成対象となります。

所定労働時間外又は所定労働日以外の休日等に技能実習を受講させた場合は、通常の賃金に加えて所定の割増をした額の賃金以上の額を支給することが必要です。

2. 算定の対象となる建設労働者

次のいずれかに該当する雇用保険被保険者である建設労働者であり、実際に訓練を受けた時間数が総訓練時間数の7割以上の者。（女性建設労働者に技能実習を行う場合は「中小建設事業主」を「建設事業主」に読み替え）

- ・ 助成の対象となる技能実習を行う「Aの中小建設事業主」に雇用されている建設労働者
- ・ 助成の対象となる技能実習を行う「Bの中小建設事業主」に雇用されている建設労働者のうち、「Aの事業所」で勤務する建設労働者
- ・ 助成の対象となる技能実習を行う「A又はBの中小建設事業主」と直接の下請関係にある、「Aの中小建設事業主」に雇用されている建設労働者

ロ 技術検定に関する講習

次の(1)～(2)のすべての要件を満たす技能実習であるもの

- (1) 建設業法で定める技術検定(※)に関する講習であり、受講を開始する日において雇用保険法で定める教育訓練給付金の支給対象であること。対象となる講習については、厚生労働省ホームページ(教育訓練講座検索システム)をご覧ください。

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/SCM/SCM101Scr02X/SCM101Scr02XInit.form>

- (2) 雇用保険法に定める指定教育訓練実施者が実施するものであること

※建設業法で定める技術検定の検定種目は以下のとおりです。

建設機械施工	土木施工管理	建築施工管理	電気通信工事施工管理
電気工事施工管理	管工事施工管理	造園施工管理	

4. 助成額

イ 経費助成

- (1) 雇用保険被保険者数20人以下
(企業全体、技能実習の開始日時点)の場合

支給対象費用の **3/4**

- (2) 雇用保険被保険者数21人以上
(企業全体、技能実習の開始日時点)の場合

①35歳未満の労働者について

支給対象費用の **7/10**

②35歳以上の労働者について

支給対象費用の **9/20**

- (3) 中小建設事業主以外の建設事業主が自らが雇用する
女性建設労働者に技能実習を行う場合

支給対象費用の **3/5**

※上限額：1つの技能実習について、1人あたり10万円まで。

※経費助成のみの申請についても貸金台帳等により1. ロの貸金の支払いを確認します。

支給対象費用		基準	限度額
事業主自ら実施する場合	指導員謝金	実費相当額(部外指導員に対し、直接支払いを行ったものに限る)	ひとつの技能実習について、1人あたり10万円
	指導員旅費	実費相当額(交通費に限る)	
	実習場所の借上料	実費相当額(関係者間の賃貸借の場合には、一般的に料金表に基づき有料で賃貸されている会場である場合に限る)	
	建設機械の借上料	実費相当額	
	教材費、消耗品代等で技能実習に直接必要とする費用	実費相当額	
	委託費	自ら計画した実習の一部を所属する建設事業主団体等に委託する場合に限る。	
所属する建設事業主団体等の実施する実習を受講させた場合	受講料	実費相当額	

※都道府県の職業能力開発施設及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発施設が実施している訓練の受講料、教科書代等の経費は、助成対象となりません。

ロ 賃金助成

(1) 雇用保険被保険者数20人以下（企業全体、技能実習の開始日時点）の場合

8,550円/日<<9,405円>>

（通学制で1日3時間以上受講した日）
（20日分まで）

(2) 雇用する雇用保険被保険者数21人以上（企業全体、技能実習の開始日時点）の場合

7,600円/日<<8,360円>>

（通学制で1日3時間以上受講した日）
（20日分まで）

<< >>：建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合

ハ 賃金向上助成・資格等手当助成（※（3ページをご覧ください）を満たした場合の割増助成です。）

・「イ 経費助成」の支給決定を受けている場合

支給対象費用の

3/20

・「ロ 賃金助成」の支給決定を受けている場合

(1) 雇用保険被保険者数20人以下（企業全体、技能実習の開始日時点）の場合

2,000円/日

(2) 雇用保険被保険者数21人以上（企業全体、技能実習の開始日時点）の場合

1,750円/日

※ 支給上限額：500万円

1事業所への1の年度（支給申請年月日を基準とし、4月1日から翌年3月31日まで）の技能実習コースに係る経費助成、賃金助成及び賃金向上助成・資格等手当助成の支給額の合計

※ 中小建設事業主以外の建設事業主が自ら雇用する女性建設労働者に技能実習を行う場合は、経費助成のみの支給となります。

5. 手続き

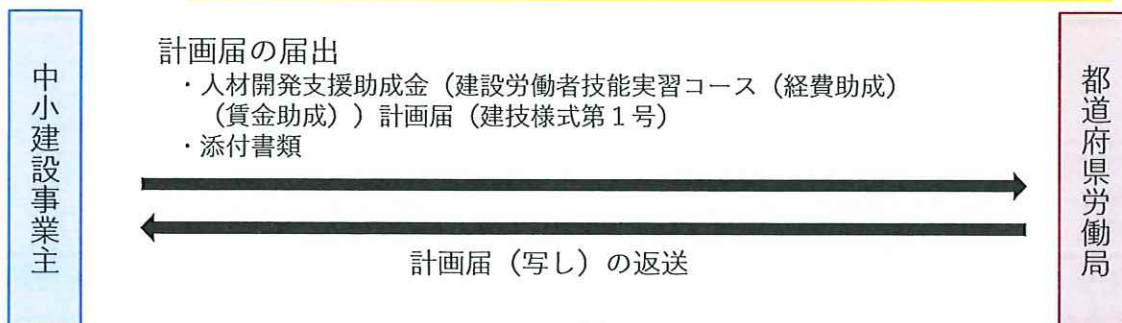
① 計画届の届出

雇用保険適用事業所ごとに、技能実習を実施しようとする日の3か月前から原則1週間前までに必要書類一式を技能実習の受講者が属する事業所の所在地を管轄する労働局に提出してください。

なお、登録教習機関、登録基幹技能者講習実施機関、職業訓練法人又は指定教育訓練実施者が実施する実習（※）を受講させる場合、計画届の提出は不要です。

御注意
ください!

※ 上記の場合であっても、例えば登録教習機関等で学科のみ実施し、事業所で実技を実施するような場合については、計画届の提出が必要です。



※ 計画届の変更

「実施日」、「実習内容」、「講習実施機関名（主催者名）」、「実施場所」に変更が生じる場合は、事前に（※）必要書類一式を管轄する労働局に提出してください。

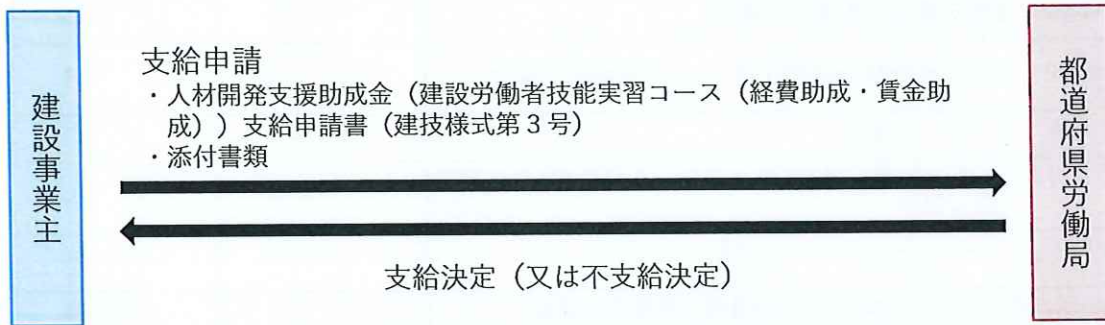
なお、変更後の技能実習の開始日は、当初の計画届の届出日の1週間後から2か月後までの期間となります。当初の計画届の提出日から2か月を超える日に技能実習を開始する場合は、新たに計画届の届出を行ってください。

※ 技能実習の開始日が変更となる場合については、当初計画していた訓練実施日もしくは変更後の訓練実施日のいずれか早い方の日の前日までに提出してください。

② 支給申請書（経費助成、賃金助成）の提出

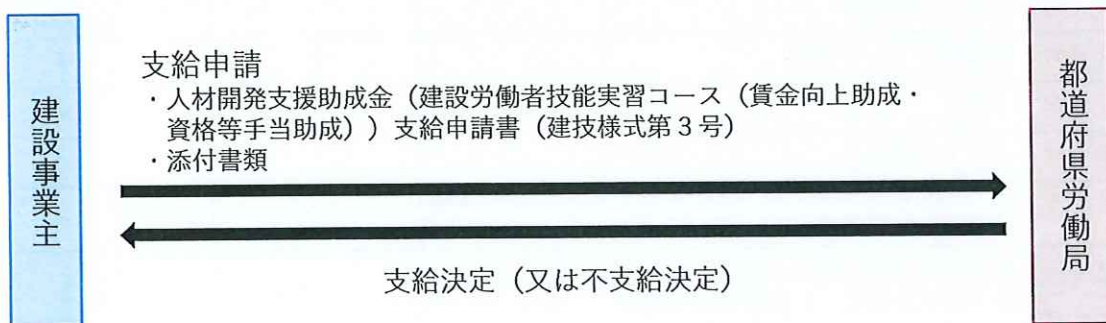
技能実習を終了した日の翌日から起算して原則2か月以内に、必要書類一式を管轄する労働局に提出してください。

※技能実習を行った期間の賃金の支払日から支給申請期限まで2週間未満の場合については、技能実習を行った期間の賃金の支払日から2週間以内に提出してください。



③ 支給申請書（賃金向上助成・資格等手当助成）の提出

算定対象とする建設労働者の全てに対して、賃金要件・資格等手当要件を満たす毎月決まって支払われる賃金または資格等手当を支払った日（毎月決まって支払われる賃金または資格等手当の3ヶ月目の支払日をいう。）の翌日から起算して5ヶ月以内に、必要書類一式を管轄する労働局に提出してください。



6. 提出書類

36ページ以降をご覧ください。

表1 労働安全衛生法に定める特別教育の時間

区 分	特別教育の時間	
	学 科 時間	実 技 時間
労働安全衛生規則第36条		
第1号 研削といし	7	3
自由研削といし	4	2
第3号 アーク溶接	11	10
第4号 電気取扱い(高圧)	11	15
〃 (低圧)	7	7
第5号の2 ショベルローダーの運転	6	6
第5号の3 不整地運搬車(1t未満)の運転	6	6
第9号 小型車両系建設機械 (整地・運搬・積込用及び掘削用) の運転	7	6
〃 (基礎工事用) 〃	7	6
〃 (解体用) 〃	7	7
第9号の2 基礎工事用建設機械の運転	7	5
第9号の3 車両系建設機械(基礎工事用)の作業装置の操作	5	4
第10号 ローラーの運転	6	4
第10号の2 車両系建設機械(コンクリート打設用)の作業装置の操作	7	5
第10号の3 ポーリングマシンの運転	7	5
第10号の4 ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転	6	4
第10号の5 高所作業車(10m未満)の運転	6	3
第11号 巻上げ機の運転	6	4
第13号 軌道装置の動力車の運転	6	4
第15号 クレーンの運転	9	4
第16号 移動式クレーン(1t未満)の運転	9	4
第17号 デリックの運転	9	4
第18号 建設用リフトの運転	5	4
第19号 玉掛け	5	4
第20号 ゴンドラ操作	5	4
第20号の2 作業室及び気間室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務	10	2
第21号 高圧室内作業に係る作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務	10	2
第22号 気間室への送気又は気間室からの排気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務	9	3
第23号 潜水作業員への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務	9	2
第24号 再圧室を操作する業務	9	3
第25号 四アルキル鉛等に係る業務	6	-
第26号 第一種酸素欠乏危険場所における作業に係る業務	4	-
第二種酸素欠乏危険場所における作業に係る業務	5.5	-

表1 労働安全衛生法に定める特別教育の時間

区 分	特別教育の時間	
	学 科	実 技
労働安全衛生規則第36条	時間	時間
第29号 特定粉じん作業に係る業務	4.5	—
第30号 ずい道等の掘削の作業等	7	—
第37号 石綿等が使用されている建築物に係る業務	4.5	—
第38号 ①除染等業務（下段②を除く）	4	1.5
②特定汚染土壌等取扱業務	3.5	1
③特定線量下業務	2.5	—
第39号 足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く）	6	—
第40号 ロープ高所作業に係る業務	4	3
第41号 フルハーネス型墜落制止用器具を用いた業務	4.5	1.5

表1に定められている特別教育の時間について、厚生労働省労働基準局長の通知により、別に定められている場合についても対象としています。

**表2 労働安全衛生法に基づく危険有害業務従事者
に対する安全衛生教育の時間**

(危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針 別表)

区 分	安全衛生教育の時間
5 クレーン運転士安全衛生教育	6
6 移動式クレーン運転士安全衛生教育	6
7 ガス溶接業務従事者安全衛生教育	5
9 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育	6
9の2 車両系建設機械（基礎工事用）運転業務従事者安全衛生教育	6
12 ローラー運転業務従事者安全衛生教育	6
15 玉掛業務従事者安全衛生教育	5

表3 労働安全衛生法に定める教習及び技能講習の時間

区 分	教習時間又は講習時間	
	学 科	実 技
労働安全衛生法第75条別表第17(教習)	時間	時間
2 クレーン運転実技教習	—	9
3 移動式クレーン運転実技教習	—	9
労働安全衛生法第76条別表第18(技能講習)	—	—
1 木材加工用機械作業主任者技能講習	1 5	—
⑤ 地山の堀削及び土止め支保工作業主任者技能講習	1 7	—
6 ずい道等の堀削等作業主任者技能講習	1 4. 5	—
7 ずい道等の覆工作業主任者技能講習	1 3	—
⑧ 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	1 3	—
⑨ 足場の組立て等作業主任者技能講習	1 3	—
⑩ 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	1 1	—
1 1 鋼橋架設等作業主任者技能講習	1 1	—
1 2 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	1 3	—
1 3 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習	1 1	—
⑪ 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	1 3	—
⑫ 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	1 2	—
2 1 鉛作業主任者技能講習	1 0	—
2 2 有機溶剤作業主任者技能講習	1 2	—
⑬ 石綿作業主任者技能講習	1 0	—
2 4 酸素欠乏危険作業主任者技能講習	9	3
⑭ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	1 1. 5	4
2 6 床上操作式クレーン(5t以上)運転技能講習	1 3	7
2 7 小型移動式クレーン(1t以上5t未満)運転技能講習	1 3	7
2 8 ガス溶接技能講習	8	5
3 0 ショベルローダー等運転技能講習	1 1	2 4
3 1 車両系建設機械 (整地・運搬・積込用及び掘削用) 運転技能講習	1 3	2 5
3 2 車両系建設機械(解体用) 運転技能講習	1 3	2 5
3 3 車両系建設機械(基礎工用) 運転技能講習	1 3	2 5
3 4 不整地運搬車(1t以上) 運転技能講習	1 1	2 4
⑮ 高所作業車(10m以上) 運転技能講習	1 1	6
3 6 玉掛け技能講習	1 2	7

教習時間又は講習時間は、原則の講習時間であり、科目の一部免除又は特例を受けることができる者の講習時間の内訳は、支給要領別表6をご確認ください。

※支給要領掲載URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000201717_00007.html

4-1. 人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース（経費助成））

支給申請に必要な書類

<input type="checkbox"/>	人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース（経費助成））支給申請書(建認様式第3号)
<input type="checkbox"/>	受講者名簿及び訓練の内容がわかるカリキュラム（認定職業訓練助成事業費補助金等の補助対象となった建設関連の訓練のもの）、人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース（経費助成））の助成金支給申請内訳書(建認様式第3号別紙1)
<input type="checkbox"/>	人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース（経費助成））の支給申請に係る経費区分内訳書（建認様式第3号別紙2）
<input type="checkbox"/>	認定訓練助成事業費補助金(運営費)交付決定通知書（写し）又は広域団体認定訓練助成金支給決定通知書（写し）
<input type="checkbox"/>	認定訓練助成事業費(運営費)補助事業実績報告書（写し）
<input type="checkbox"/>	助成対象となる訓練科ごとの経費内訳が分かる書類（任意様式） ※補助事業に係る精算確定に係る都道府県のお知らせ（建設関連の訓練に係る補助金の確定額と建設関連以外の訓練に係る補助金の確定額が判別できるもの）、都道府県に提出した精算報告書に添付された補助対象経費の内訳等であって、建設関連の訓練に要した経費と建設関連以外の訓練に要した補助対象経費が判別できる書類など
<input type="checkbox"/>	その他管轄する労働局長が必要と認める書類

4-2. 人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース（賃金助成））

支給申請に必要な書類

<input type="checkbox"/>	人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース（賃金助成・賃金向上助成・資格等手当助成））支給申請書(建認様式第4号)
<input type="checkbox"/>	「人材開発支援助成金支給申請書」等（写し）
<input type="checkbox"/>	その他管轄する労働局長が必要と認める書類

4-3. 人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース（賃金向上助成・資格等手当助成））

【賃金要件・生産性要件を満たし、助成額の増額を受ける場合】

<input type="checkbox"/>	人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース（賃金助成・賃金向上助成・資格等手当助成））支給申請書(建認様式第4号)
<input type="checkbox"/>	賃金向上助成・資格等手当助成確認シート（建認様式第4号別紙1）及び算定の根拠となる証拠書類（賃金台帳、雇用契約書、就業規則等）、支給決定通知書（写し）